

# 学校給食における 食物アレルギー 対応の手引き (改訂版)



平成 28 年 10 月  
大和郡山市教育委員会

# 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」

## 目 次

目的（作成にあたって）	1
手引き改訂のポイント	5

### 実務編

#### 第1章 食物アレルギーの対応について

1 食物アレルギー対応の基本的な考え方	6
2 食物アレルギー対応の内容	6
3 学校での支援体制	9
4 食物アレルギー対応の申請から対応開始まで	10
食物アレルギー対応の申請から対応開始までの流れ（フローチャート）	10
5 対応開始後の毎月の流れについて	13
対応開始後の毎月の流れについて（フローチャート）	13
6 食物アレルギー対応食の配送、受け渡しについて	15
食物アレルギー対応食の配送、受け渡し、配膳フローチャート（例）	15
7 教職員等の役割	17
8 乳糖不耐症の児童生徒への対応	19

#### 第2章 緊急時の対応について

1 緊急時の対応や役割分担等について	20
食物アレルギー緊急対応フローチャート	20
学校内での役割分担	21
緊急性が高いアレルギー症状例	22
救急要請例	23
2 即時型アレルギーに対するエピペン®を学校に携帯してくる際の対応について	24
3 アドレナリン自己注射薬（商品名 エピペン®）の使い方	25
4 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAED使用の手順）	26
5 食物アレルギー対応報告（誤食事案等の報告）	27

### 資料編

1 食物アレルギーとは	28
2 食物アレルギーのタイプ	28
3 即時型アレルギーのメカニズム	29
4 食物アレルギーにより引き起こされる症状	30
5 食物アレルギーの診断・検査	31
6 食物アレルギーの予防と治療	31
7 食物アレルギーの原因食物	32
8 大和郡山市における品目別割合及び人数（配合表を必要とする人）、 全国の品目別割合	33

## 様式集

様式第1号	食物アレルギー調査票	34
様式第2号	食物アレルギー対応食実施申請書（新規用・継続用・中止用）	36
様式第2-2号	乳糖不耐症による除去等対応実施申請書（新規用・継続用・中止用）	37
様式第3号	学校生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー用）	38
様式第4号	面談調書（新規）	39
様式第4-2号	面談調書（継続）	40
様式第5号	食物アレルギー対応食実施決定通知書	41
様式第5-2号	乳糖不耐症による除去等対応実施決定通知書	42
様式第6号	承諾書	43
	（例）個人別アレルギー除去チェック表	44
様式第7号	食物アレルギー対応食確認記録表	45
様式第7-2号	食物アレルギー対応食一覧表	46
様式第8号	食物アレルギー児童生徒報告書	47
様式第9号	食物アレルギー対応報告書（第一報）	48
様式第10号	食物アレルギー対応報告書	49
〔参考様式〕	食物アレルギー問診票	50

<u>参考資料</u>	51
-------------	----

## ●引用・参考文献

# 目的（作成にあたって）

## 1 目的

大和郡山市では、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、症状に応じた適切な学校給食の提供を行うため、平成26年7月に「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（以下、「手引き」と略す）を策定しました。学校、保護者、医師、行政等が一体となって、児童生徒が心身ともに健全な学校生活を送れるよう平成27年4月から運用を開始していますが、この度、運用後の知見を踏まえた手引きの一部改訂を行いました。

※改訂内容については、5ページの「手引き改訂のポイント」を参照

## 2 食物アレルギー対応への背景

平成13年4月に厚生労働省によって、特定のアレルギー体質を持った人の健康危害の発生防止の観点から「アレルギーの原因となる食品」の表示が義務づけられたことなど、近年、社会全体における食物アレルギーに対する対応が急務となっています。

文部科学省が平成19年4月に公表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」においても、平成16年6月末時点で、公立の小、中、高等学校に所属する児童生徒のアレルギー疾患の有病率が、気管支ぜん息5.7%、アトピー性皮膚炎5.5%、アレルギー性鼻炎9.2%、アレルギー性結膜炎3.5%、食物アレルギー2.6%、アナフィラキシー0.14%であるという調査結果が出され、「アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校保健を考える上で、既に、学校に、クラスに、各種のアレルギー疾患の子どもたちが多数在籍しているということを前提としなければならない状況になっている。」との認識が示されました。

平成20年3月には、財団法人 日本学校保健会から「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が公表されました。その中で、「学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が『食の大切さ』、『食事の楽しさ』を理解するための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要です。学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各学校、調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーの児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指して学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます。」と学校給食での対応の基本的方向が示されました。

これに続いて平成21年3月に公布され、同年4月から施行された学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）においても、第3条で「児童生徒の個々の健康」に配慮すべきとの認識が示されています。

その後、平成24年12月に関東のある自治体で給食終了後に、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなる痛ましい事故が発生しました。これを受けた文部科学省は再発防止の観点から、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置、児童生徒の食物アレルギーの実態や学校給食における食物アレルギー対応の取組、今後の課題について調査検討を行いました。会議では、以下の課題が指摘されています。

- ・医師の診断がないまま、保護者の申し出だけで対応するなど、アレルギー症状等の正確な状況の把握ができていない可能性が高い。
- ・そのことにより、「ガイドライン」の趣旨が徹底されておらず、安全管理の観点から非常に大きな問題がある。
- ・実際には食物アレルギーではない児童生徒まで対象に含めていることで、対応に関わる貴重な人員や設備が拡散されて、本当に対応が必要な児童生徒に対する注意が行き届かなくなることが懸念される。

これらの指摘をもとに、平成26年3月には「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」と題した最終報告が出され、学校及び調理場で取り組むべきこととして、次の6項目が提言されました。

- ① 医師の適切な診断による学校生活管理指導表の提出を必須にする。
- ② 特に入学前においては、入学後に学校における適切なアレルギー対応ができるよう、学校や調理場の現状を保護者に理解してもらう。
- ③ 食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫や食材の原材料表示、わかりやすい献立表の作成。
- ④ アレルギー対応食の提供に際し、献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化。
- ⑤ 緊急時の体制については、学校ごとの状況を踏まえたうえで、危機管理マニュアル等を見直し、各自の役割分担等を明確にするなど、マニュアル等の整備。
- ⑥ エピペン®の法的解釈や取り扱いについて、校内での周知を図る。

上記の国における議論の深化を背景に、本市も平成25年7月に「大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会」を設置、文部科学省の調査研究協力者会議報告を踏まえながら、平成26年7月にはこの「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」が策定されました。その後、平成27年3月に文部科学省は、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を公表、「アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができる」ことを目標に7つの原則が提示されました。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ・教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

また、県の動向としては、平成28年2月に奈良県教育委員会が「学校におけるアレルギー疾患対応指針」を策定し、アレルギー疾患全般にわたっての学校生活における注意点や必要な取組、奈良県医師会作成の食物アレルギー疾患用の学校生活管理指導表等が新たに示されました。

### 3 本市の現状

本市は、手引きの策定時の平成26年度まで小学校のみ給食を実施していましたが、平成27年度からは中学校給食を開始し、同時に小中学校の給食とも食物アレルギー対応給食（除去食・代替食）の実施を始めました。

平成28年4月現在の食物アレルギー児童生徒報告数（※診断書の提出は求めている）は、全児童生徒数6,446名の内、411名（約6.38%）となっています。食物アレルギー対応給食の運用開始までは、希望する保護者に原材料配合表を配布し、保護者又は児童の判断でアレルギー物質の含まれたおかずを食べない、もしくは弁当を持参する、などの対応のみにとどまっていたましたが、運用開始の平成27年度以降は、卵・乳・落花生の3品目について、医師の診断があること、個別面談を受けること、大和郡山市食物アレルギー対応委員会の対応決定を受けること等を条件に食物アレルギー対応給食（除去食・代替食）の提供を行っています。

共同調理場による大量調理方式をとる本市においては、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」で示された、安全性確保のため原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とし、施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応を行いませんが、この範囲において学校、保護者、医師、行政等の関係者が食物アレルギーへの共通の認識のもと、連絡調整を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒にきめ細やかな対応を行う必要があります。

学校別原材料配合表配布数及び食物アレルギー児童報告数等一覧（平成28年4月現在）

小学校名	郡山南	筒井	矢田	平和	治道	昭和	片桐	郡山北	片桐西	郡山西	矢田南	合計
全児童数①	626	397	265	325	68	410	423	529	454	475	310	4,276
食物アレルギー児童報告数②	39	30	21	12	2	17	14	51	27	27	18	258
配合表要③	26	15	4	3	2	10	1	23	10	15	10	119
配合表不要	13	15	17	9	0	7	13	28	17	12	8	139
②/①割合(%)	6.23	7.67	7.92	3.69	7.46	4.15	3.31	9.64	5.95	5.68	5.81	6.03
③/①割合(%)	4.15	3.84	1.51	0.92	4.48	2.44	0.24	4.35	2.20	3.16	3.23	2.78

中学校名	郡山	郡山南	郡山西	郡山東	片桐	合計
全生徒数①	804	538	346	201	281	2,170
食物アレルギー生徒報告数②	56	39	27	6	25	153
配合表要③	21	9	7	6	7	50
配合表不要	35	30	20	0	18	103
②/①割合(%)	6.97	7.25	7.80	2.99	8.90	7.05
③/①割合(%)	2.61	1.67	2.02	2.99	2.49	2.30

小中学校	総合計
全児童生徒数①	6,446
食物アレルギー児童生徒報告数②	411
配合表要③	169
配合表不要	242
②/①割合(%)	6.38
③/①割合(%)	2.62

食物アレルギー表示義務7品目（平成28年4月現在）

品目	卵	乳	小麦	えび	かに	そば	落花生	合計
児童生徒数	63	33	14	23	25	26	37	221
割合(%)	37.06	19.41	8.24	13.53	14.71	15.29	21.76	130.00

※ 割合は原材料配合表を必要としている児童170人に対するもの

※ 食物アレルギー児童数は延べ人数のため、割合の合計が100%にならない

#### 4 実施にあたって

本市の現状と課題を踏まえて、本手引きを作成しましたが、一般的な事例を想定して記載したものであり、全ての事例にそのままあてはめられるものではなく、本手引きに基づいて個々に応じた適切な対応を行う必要があります。

この手引きは、現在のところ、最新の知見に基づき作成したのですが、アレルギー疾患の診断や治療は日々進歩しており、常に最新の情報に基づいた取り組みを行う必要があります。

また、実際の対応にあたっては、学校医を含む学校、主治医、大和郡山市学校給食食物アレルギーアドバイザー、学校給食事務所が常に連携を図り、必要な指導・助言を受けながら、適切な対応を行うように努めます。

## 手引き改訂のポイント

- 継続対象者は、更新時に食物アレルギー調査票を提出（関連：10～11ページ）
- 「学校生活管理指導表」を奈良県医師会所定の様式に変更（関連：38ページ）
- 食物アレルギー対応食の誤配・誤食事故の報告様式の追加  
(関連：27、48～49ページ)
- その他の様式の変更と整理（関連：34～46ページ）
  - ・食物アレルギー調査票〔様式第1号〕  
⇒アナフィラキシーショックの既往についての質問を追加
  - ・食物アレルギー対応食実施申請書〔様式第2号〕  
⇒在籍校、対応校の欄、申請品目欄の追加
  - ・乳糖不耐症による除去等対応実施申請書〔様式第2-2号〕  
⇒在籍校、対応校の欄の追加
  - ・面談調書〔様式第4号〕  
⇒新規申請と継続申請用に整理
  - ・食物アレルギー対応食実施決定通知書〔様式第5号〕乳糖不耐症による除去等  
対応実施決定通知書〔様式第5-2号〕  
⇒在籍校、対応校の欄の追加
  - ・承諾書〔様式第6号〕  
⇒学校名欄の追加
  - ・食物アレルギー対応食確認記録表〔様式第7号〕  
⇒名称変更とアレルゲン、対応食内容欄の追加
  - ・食物アレルギー対応食一覧表〔様式第7-2号〕  
⇒様式の追加。毎月、給食センターから学校に送付する一覧表
  - ・食物アレルギー問診票〔参考様式〕  
⇒様式の追加。奈良県医師会所定様式。医師に学校生活管理指導表の記入を  
求める際に必要となる場合がある。



# 食物アレルギー対応の手引き（実務編）

## 第1章 食物アレルギーの対応について

### 1 食物アレルギー対応の基本的な考え方

学校給食は適切な栄養の摂取により健康の保持増進を図り、食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで主要な役割を果たし、また学校教育の一環としても実施しておりますが、食物アレルギーを有する児童生徒はアレルギー原因や症状が一人一人異なるため、食物アレルギーを有する児童生徒に対しても学校給食の目標を達成できるように考えていくことが大切です。

#### 食物アレルギー対応の基本

- ・ 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されていること
- ・ アレルゲンが特定されており、医師からも食事療法を指示されていること
- ・ 家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること
- ・ 食物アレルギー対応食は除去食を基本とし、可能なものについては代替とする

※但し、本市では上記の全てに該当する児童生徒であっても、アナフィラキシーショック症状など重篤な症状の既往歴がある方については、除去・代替食対応の対象とならない場合があります。この場合は、原材料配合表や弁当持参対応となります。

### 2 食物アレルギー対応の内容

各児童生徒のアレルギー状況と、給食調理の体制を考慮して、下記（1）に記載の品目について、対応し、下記（2）に記載の内容のいずれかを選択します。毎月の献立に基づいて、保護者と打ち合わせ（書類による確認等）を行います。

#### （1）対応品目

食物アレルギーの症状は、表示義務7品目（卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに）、表示推奨20品目（あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）の27品目により起きることが多いですが、その中でも表示義務7品目の内、下記の3品目について除去食・代替食対応を実施します。

- ・ 卵
- ・ 乳（飲用牛乳は除去のみ）
- ・ 落花生



上記3品目の除去食・代替食の対象とならない場合は、詳細な献立表である原材料配合表を配布し、保護者の判断により原因食品を除去しながら食べる、又は家庭から弁当を持参することとなります。

※ 主食（ご飯、パン等）は対応しません。

## (2) 対応内容

学校給食における食物アレルギー対応は、以下のように分類されます。



### 詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記入した原材料配合表とアレルギー一覧表を事前に希望する保護者に配布し、それに基づいて、保護者や担任などの指示、もしくは児童生徒の判断で、学校給食から原因食品を除去しながら、食べる対応であり、全ての食物アレルギー対応の基本となります。現在、学校より、在校生については毎年3月、新入生については入学後すぐに、アレルギー児童生徒報告書（様式第8号・47ページ）が提出されており、今後もこの報告書を基に原材料配合表を配布していきます。

### 弁当対応

アレルギーを含む食材料が多い場合は弁当を持参することになります。

完全弁当対応・・・その日の給食を欠食とし、全ての給食に対して、弁当を持参すること

一部弁当対応・・・除去・代替食対応をしている中で、除去等の対応がどうしても困難な献立において、その分を補うべく弁当を持参すること

### 除去食対応

可能な範囲で、調理の過程において、卵・乳製品・落花生を除いて給食を提供します。時には、一部弁当が必要な場合もあります。

#### 【除去食の例】

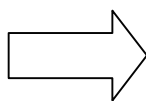
かきたま汁 → 卵を除去した汁物

コーンクリームスープ → 牛乳、生クリーム、バターを除去したスープ

牛乳 → 水筒持参



(例) かきたま汁



卵を除去した汁物

## 代替食対応

アレルギーを除去することによって、失われる栄養価を可能な範囲で、別の食品を用いて補って給食を提供します。

### 【代替食の例】

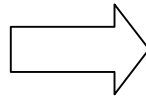
ツナオムレツ → ウィンナーソーセージを使用し、焼きウィンナー

型抜きチーズ → 丸干しいわし

ヨーグルト → ゼリー



(例) ヨーグルト



ゼリー

### 「除去食」「代替食」対応の特記事項

- 主治医等の判断、指示にそって、可能な範囲で対応します。
- アレルギーを除去するか否かの対応のみとなります。「少量可」や「〇〇gまで可」といった「量」については対応できません。
- 「除去食」「代替食」実施日の栄養の不足は、家庭でできるだけ補うよう保護者に協力を求めます。
- 加工品や調味料は、原材料に除去品目を含まない物を使用しますが、製造ライン等でのアレルギーの微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全には排除出来ません。

### 3 学校での支援体制

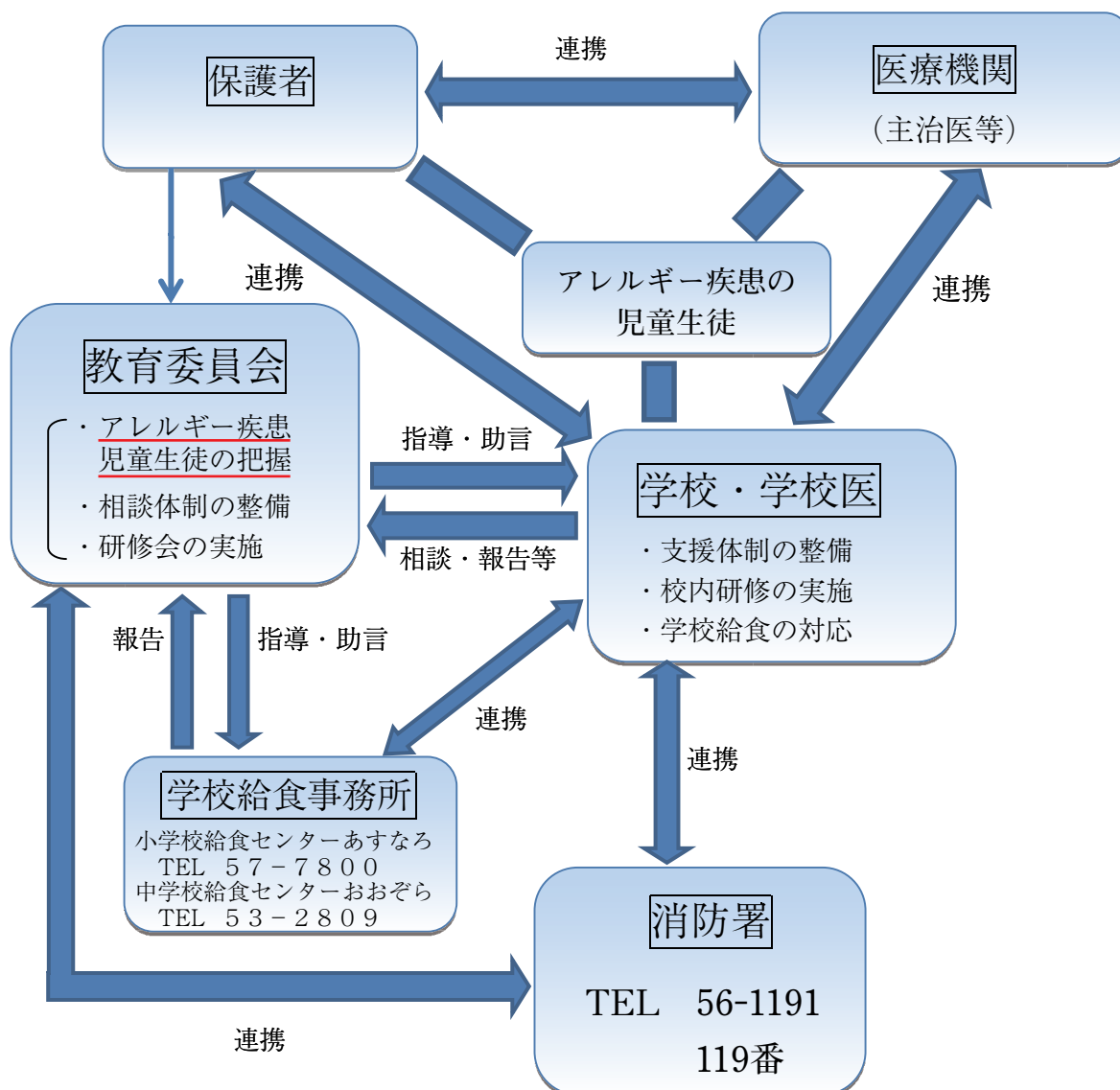
学校において、アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めていくためには、保護者や主治医、学校関係者が十分に話し合い、個々の児童生徒の情報を的確に把握し、健康管理や配慮を要する事柄について、教職員全員が情報を共有しておくことが大切です。

アレルギー疾患には、喘息や食物アレルギー、アナフィラキシーのように緊急の対応を要するものがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間の内に重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えて、内服薬やアドレナリン自己注射薬（商品名 エピペン®）等が処方されている場合があります。教職員の誰もが予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して適切に対応できるように、校長のリーダーシップのもと、校内の体制を整備しておくことが大切です。

また、教育委員会においても、アレルギー疾患の児童生徒の把握、アレルギーに関する相談体制の整備、管轄消防署との連携、研修会の実施等、学校がアレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めるための体制を整備する必要があります。

#### ○ アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図



## 4 食物アレルギー対応の申請から対応開始まで

### 食物アレルギー対応の申請から対応開始までの流れ



## ①食物アレルギーの調査・継続の有無等の確認・必要書類の提出

学校給食における食物アレルギー対応は、児童生徒の食物アレルギーを把握することから始まるため、新規希望者や進級時（小学校から中学校への進級を含む）の継続希望者には申請を行う前に下記AからDに書かれた書類の提出を求めます。

AからDに書かれた書類の提出を受けた学校は、それぞれの書類の原本ないしコピーを個別面談までに学校給食事務所と引継校（市内での転校、小学校から中学校への進級の場合）に提出します。

### A 新小学1年生の場合

教育委員会から就学时健康診断時に食物アレルギー調査票（様式第1号・34～35ページ、以下「調査票」と略）を配布。保護者が記入し、2月末までに入学予定校へ全員提出。学校は、除去・代替食対応希望者で、調査票の問12に「はい」と回答した保護者に学校生活管理指導表（様式第3号・38ページ、以下「管理指導表」と略）を配付。保護者は管理指導表に医師の診断を記入してもらい、3月末までに、入学予定校へ提出。

※ 新小学1年生に対する除去食・代替食対応は6月からとなります。それまでは、保護者が原材料配合表を見て、アレルゲンを確認し、除去して食べるのか、食べないか、給食の一部又は全部について家庭から弁当を持参するか、の対応となります。

### B 小中在校生（新規発症）及び転入生の場合

新規発症及び転入の場合は、学級担任から申請を希望する保護者に調査票（様式第1号）と管理指導表（様式第3号）を配付。保護者は調査票を記入し、管理指導表に医師の診断を記入してもらい、学校へ提出。その都度対応。

### C 小中在校生（進級時）の場合

現在対応中の児童生徒が次年度継続対応（同内容又は内容変更）を希望する場合は、2学期中に学級担任から保護者に調査票（様式第1号）、管理指導表（様式第3号）、食物アレルギー対応食実施申請書（様式第2号・36ページ、以下「実施申請書」と略）を配布。調査票、実施申請書は保護者が記入し、管理指導表には医師の診断を記入してもらい、1月中旬頃までに学校へ提出。症状変化（対応中止を含む）の場合はその都度対応。

### D 新中学1年生（小学校から継続）の場合

小学校で食物アレルギー対応をしており、中学校進学後も継続対応（同内容又は内容変更）を希望する場合は、小学6年生の2学期に学級担任から保護者に調査票（様式第1号）管理指導表（様式第3号）、実施申請書（様式第2号）を配布。調査票、実施申請書は保護者が記入し、管理指導表に医師の診断を記入してもらい、1月中旬頃までに小学校へ提出。

※ 継続申請の場合、小学校での対応における特記事項等は中学校に引き継ぎし、小学校から直接中学校へ引き継ぎ内容を説明してもらうこともあります。

## ②個別面談

必要書類を提出した児童生徒の保護者で、除去食・代替食の対応に該当する人が対象となります。

提出された調査票（新入生・転入生、在校生の新規発症者）、管理指導表（様式第3号）に基づき、学校が日程調整を行ない、面談調書（様式第4号・39ページ）に記載している確認事項等について、個別面談を行います。在校生（新規発症、症状変化）や転入生の場合も随時、個別面談を行います。個別面談は保護者、校長又は教頭、学級担任等、養護教諭、給食主任、栄養教諭又は学校栄養職員等で実施し、学校が面談調書や必要に応じてその他資料等を作成します。

なお、個別面談では、緊急時における各児童生徒の個別の状況に適切に対応するため、対処方法、処方薬、緊急連絡先等について、保護者と十分に確認を行います。

そして、面談の結果、対応を希望する場合は実施申請書（様式第2号）をその場で記入し、提出します（継続の場合は面談前に提出済）。

## ③学校給食食物アレルギー対応委員会の開催

校長は、調査票（様式第1号、新規・転入生、在校生の新規発症者及び症状変化）、管理指導表（様式第3号）、面談調書（様式第4号）を、個別面談終了後に取りまとめ、実施申請書（様式第2号）に上記書類（写）を添付して、教育委員会に提出します。それを受けた教育委員会は和歌山県和歌山市学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「対応委員会」と略）に対し、対応実施の決定を依頼します。また、申請のあった児童生徒の対応に関する決定に際し、必要な指導及び助言を受けるため、必要に応じて学校給食食物アレルギーアドバイザーの参加を求めるともあります。

## ④決定通知書の送付

対応委員会での対応実施の決定に基づき、食物アレルギー対応食実施決定通知書（様式第5号・41ページ、以下「決定通知書」と略）を学校経由で保護者へ通知します。また、校長は決定内容を全教職員へ周知徹底し、共通理解を図ります。

## ⑤事前面談の実施

食物アレルギー対応開始前に、必要に応じて、学校が事前面談（保護者、校長又は教頭、学級担任等、養護教諭、給食主任、栄養教諭又は学校栄養職員）の機会を設けます。その場合、学校が面談内容を記録します。

## ⑥食物アレルギー対応の開始

栄養教諭又は学校栄養職員は、調理業務が直営の場合は調理員に、委託である場合は委託業者の栄養士に、対応の徹底を指示します。

## ⑦評価・見直し・アドバイス

症状の変化によっては、保護者、養護教諭、給食主任、学級担任、栄養教諭又は学校栄養職員等は、必要に応じて医師（校医）と相談しながら、対応の見直しを検討します。

栄養教諭又は学校栄養職員は、アレルゲンを含む食品の除去等により不足する栄養素について、家庭で補うよう、また摂取する栄養に偏りがないうよう、必要に応じて保護者に対し、アドバイスします。

### 対応内容の中止について

症状の変化等により、対応を中止する場合は、実施申請書のみ提出してもらい、管理指導表の提出は求めません。

## 5 対応開始後の毎月の流れについて



※ 食物アレルギー対応食を実施していくうえで、必要な上記の書類については、提出期限を厳守し、期限までに提出されなかった場合は、対応食の開始日が遅れることになるので、充分注意するよう、面談時等に説明し、保護者の理解を求めます。



## ①書類の作成

食物アレルギー対応食実施月の前月2日頃に、学校給食事務所が学校を通じて保護者に配布し、対応内容を確認してもらうために必要な原材料配合表、個人別アレルギー除去チェック表（44ページ）等、必要書類を作成します。

## ②学校給食事務所から学校への配布

前月3日頃に、作成した原材料配合表・個人別アレルギー除去チェック表等に承諾書（様式第6号・43ページ）を添付して学校へ配布します。

## ③学校から保護者への配布

前月4日頃に、学校が学校給食事務所から配布された原材料配合表、個人別アレルギー除去チェック表、承諾書（様式第6号）等を保護者へ配布します。

## ④書類の確認及び学校への書類提出

前月10日頃までに、保護者が学校より配布された原材料配合表、個人別アレルギー除去チェック表等を確認します。確認した結果、変更の有無を承諾書（様式第6号）に記入し、変更有りの場合、その内容をチェック表に記入したのち、これらの書類を学校へ提出します。なお、原材料配合表は保護者が保管します。また、保護者が学校に提出したチェック表については、後日学校や学校給食事務所で確認後、学校からチェック表の写しを保護者へ配布します。

## ⑤学校給食事務所への書類提出

前月14・15日頃に、学校が保護者より提出された承諾書（様式第6号）、個人別アレルギー除去チェック表等を記入漏れがないか、また、対象者全員の書類が保護者より提出期限までに提出されているか、などを確認し、学校で取りまとめたうえで、学校給食事務所へ提出します。

## ⑥対応内容の決定

前月18日頃に、学校給食事務所が学校より提出された承諾書（様式第6号）、個人別アレルギー除去チェック表等の内容を確認し、対応内容を最終決定します。そして、学校給食事務所はこれらの書類の写しを保管し、原本書類を学校へ提出します。

## ⑦学校による内容の確認及び写しの配布

当月の食物アレルギー対応食実施までに、学校は学校給食事務所より提出された承諾書（様式第6号）、個人別アレルギー除去チェック表、食物アレルギー対応食一覧表（様式第7-2号）等で決定された対応内容を確認したうえで、チェック表の写しを保護者や学級担任等に配布します。また、必要に応じて、その他の教職員等にも配布し、原本書類を学校で保管します。

※ 対応開始後の毎月の流れに記載されている日程はあくまでも一例であり、年度初め・学期始め・ゴールデンウィークなどの連休等がある場合は多少前後することがあります。それにより、保護者からの提出期限も多少前後することがありますが、食物アレルギー対応食を実施していくうえで、必ず必要な書類なので、提出期限を厳守し、期限までに提出されなかった場合は、対応食の開始日が遅れることになるので、充分注意するよう、面談時等に説明し、保護者の理解を求めます。

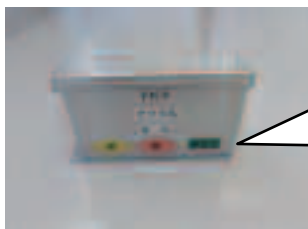
## 6 食物アレルギー対応食の配送、受け渡しについて



食物アレルギー対応食の配送、受け渡し、配膳フローチャート  
(例)

### ①学校給食センターからの配送

対応食は個人用専用容器（学校名、クラス名、氏名、アレルギーを明示）に入れて配送



〔個人用専用食缶〕

個人用専用容器  
が入っています



〔個人用専用容器〕

焼き物・揚げ物

汁物・サラ  
ダ・和え物

### ②配膳室での受取

学校関係者が配送担当者から受け取り、確認（食物アレルギー対応食確認記録表（様式第7号）に記載された対象者かどうか確認し、確認記録表に記入する）

### ③職員室等での保管

配膳室で受け取った対応食は一般の給食とは別にして、職員室等で保管する（確認記録表（様式第7号）に記載された対象者かどうか確認し、確認記録表に記入する）

### ④対応食の引き渡し

対象者が直接保管場所（職員室等）へ対応食を受取に行く また、その時に対応食の内容を確認し、教室へ運ぶ その後、教室で学級担任等と対応食の内容を確認する

※ 対応食については、原則対象者本人と学級担任等が受取に行くが、対象者本人が行けない場合は、学級担任等が代わりに受取に行く

喫食



対応食の配送、受け渡しについては、前ページのフローチャート(例)で記載していますが、学校の実情に即して行うものとします。

## ①学校給食センターからの配送

学校給食センターの特別調理室で作られた対応食は学校名、クラス名、氏名、アレルギーを明示した個人別専用容器に入れ、さらに配送用ケースなどに入れ、表から対応食であることがわかるようにしたうえで、学校給食センターから配送します。

## ②配膳室での受取

学校給食センターから配送された対応食は配膳室で学校関係者が配送担当者から手渡しで受け取ります。配送時、学校関係者は食物アレルギー対応食確認記録表(様式第7号・45ページ)で、学年や組、氏名などを確認します。

## ③職員室等での保管

配膳室で受け取った対応食は一般の給食とは別にして、保管します。対応食の保管は安全管理上の理由から常時、教職員等のいる所、または鍵のかけられる所で行うのが、望ましい。よって、配膳室が鍵のかけられる部屋になっていない場合などは常時、教職員等のいる職員室等で保管するのが望ましい。

## ④対応食の引き渡し

対応食の引き渡しは学校給食センターからの配送時と同様、手渡しで行います。引き渡しには、原則、対象者本人が対応食の保管場所(職員室等)へ行き、対応食の内容が書かれている個別表示等と保護者から前月に提出された個人別アレルギー除去チェック表等を確認して、受け取ります。その後、教室へ戻ったら、再度、学級担任等と対応食の内容を確認します。

もし、対象者本人が保管場所まで受取に行けない場合は、代わりに学級担任等が受け取りに行きます。そして、教室等で対象者本人と内容を確認のうえ、引き渡します。

ただし、個人別専用容器に入れて配送される対応食はアレルギーを含むおかずのみであり、他のおかずは一般の児童生徒と同様、教室で配膳されることになるため、配膳途中でコンタミネーションを起こすことのないよう対象者のおかずを一番始めに配膳するなどの配慮が必要です。

### ※ 教室での注意事項

- ・学級担任等はクラスに対象者がいることや他の児童生徒への食物アレルギーの理解に努める
- ・対応食のおかわりは禁止であることを徹底する
- ・対応食の確認については、対象者本人だけでなく、学級担任等、複数の目によるチェックが必要

## 7 教職員等の役割

学校給食における食物アレルギー対応のために、それぞれの職務に応じて、対応し、また学校、学校給食事務所で連携を図ります。対応に関する役割分担は下記のとおりです。

### 【校長・教頭の役割】

- ・教職員等の共通理解を図るために、「学校給食のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」や「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」等に基づいて指導し、校内体制等を整備して役割分担を明確にする



### 【学級担任等の役割】

- ・面談や調査票等を通して、食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、家庭での対応状況、学校給食に対する要望等について、把握し、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員との連携を図る
- ・食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食時間を送ることができるように努める
- ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる
- ・緊急時の連絡体制等について、保護者との連携を十分に図り、関係職員と共通理解を図る
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の対応食の喫食や食べ残しの状況などの実態把握や確認に努める
- ・学校給食事務所より提出された書類で決定された対応内容を確認しておく また、毎日対応食を受取に行った時に対応食の内容をその場にいる別の教職員等と共に間違いがないか、複数の目でチェックする

### 【その他の教職員】

- ・食物アレルギーについての知識や対応について確認しておく
- ・保護者、学校、学校給食事務所の間で交わされている書類について、対象者全員の書類が保護者から期限までに提出されているかどうかを確認する また、保護者から提出された書類に記入漏れがないか、などを確認する
- ・学校給食事務所より提出された対応内容等が記載された書類の写しを保護者、学級担任等、その他必要な教職員等に配布する

### 【養護教諭の役割】

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を調査票や面談等を通して把握する
- ・食物アレルギーが発生した時の対応方法について、確認しておく
- ・主治医、校医との緊急時の連絡体制や該当児童生徒が誤食した場合や運動後に症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先について、確認しておく
- ・学級担任等他の教職員や栄養教諭・学校栄養職員との連携を図る
- ・栄養教諭・学校栄養職員に対して、学校給食で対応している児童生徒についての情報交換を行う
- ・他の教職員に対して、食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る

### 【給食主任の役割】

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する
- ・学級担任や学校栄養職員等との連携を図り、共通理解を図る
- ・個別面談等に出席し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する
- ・食物アレルギーが発生した時の対応方法について、確認しておく

### 【栄養教諭・学校栄養職員の役割】

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を調査票や面談等を通して把握する
- ・学校給食での対応について検討し、校長や学校給食事務所に報告する
- ・学校給食での対応について対応委員会での対応決定後、保護者に原材料配合表や個人別アレルギー除去チェック表等の書類を学校経由で配布し、毎月の献立について確認してもらう
- ・献立作成や調理工程表を作成する際に、アレルギーを含む食材料には十分注意すると共に、混入がないように除去食や代替食の調理について確認し、必要に応じて調理指示書等を作成し、指示を行う
- ・学校経由で保護者より提出された承諾書（様式第6号）や個人別アレルギー除去チェック表等の書類を確認し、対応内容を決定し、その内容を学校へ知らせる
- ・給食時の指導について、学級担任等と連携する

### 【調理員の役割】

- ・食物アレルギーのある児童生徒の一覧表で対象者の確認をする
- ・食物アレルギー対応食について確認し、栄養教諭・学校栄養職員等の調理指示書等を基に調理工程を確認しながら調理する



## 8 乳糖不耐症の児童生徒への対応

食物アレルギー以外の疾患により、食事に一定の制限を設ける必要がある児童生徒がいます。食物アレルギー以外の疾患については、乳糖不耐症の原因である飲用牛乳のみ対応します。

### (1) 対応を行う場合の実施基準

本手引き（実務編）「第1章1 食物アレルギー対応の実施基準」を準用し、医師により診断され、医師からの指示がある場合を実施するための目安とします。調査票（様式第1号）の問14で、「はい」と回答した方が対象となります。

### (2) 対応までの流れ

保護者から相談等があった場合は、随時相談に応じ対応します。対応希望の申し出があった際、学校は保護者に乳糖不耐症による除去等対応実施申請書（様式第2-2号・37ページ、以下「乳糖除去申請書」と略。）を配布します。保護者は乳糖除去申請書を記入し、医師の診断書（管理指導表も可）を添えて、学校へ提出します。提出時期などは食物アレルギー対応と同じです。

## 第2章 緊急時の対応について

### 1 緊急時の対応や役割分担等について

#### 食物アレルギー緊急対応フローチャート

##### 基本的な手順

###### 児童生徒の健康状態の把握

- ・アレルギーを含む食品を口に入れた  
(口内違和感は重要な症状)
- ・皮膚についた  
(さわった手で眼をこすらないようにする)
- ・目に入った  
(かゆみ、充血、球結膜浮腫が出現したら)

口から出し、飲み込ませない  
口をすすぐ

洗い流す

洗眼



同時並行で

##### 発見者が行うこと

- 児童生徒本人から目を離さない
- 助けを呼び、人を集める
- エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する  
(21ページ 学校内での役割分担参照)

緊急性の高いアレルギー症状はあるか？

22ページ 緊急性の高いアレルギー症状参照

5分以内に判断

ある

ない

- ①エピペン®(\*)を直ちに使用する  
(25ページ 参照)
- ②119番救急車を要請(23ページ 救急要請例参照)、学校医又は主治医に連絡  
※誰かに連絡を頼む際は、必ず「119番」と言うこと
- ③その場で安静にする(動かさない!)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能であれば、内服薬を飲ませる

緊急常備薬(抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬、副腎皮質ステロイド薬など)を内服

安静にできる場所(保健室など)へ移動し、5分ごとに症状を観察

症状に改善傾向が見られる時

意識なし

心肺蘇生を行う(26ページ 4 救命処置の流れ参照)

※いいえの場合は  
① エピペン®は考慮して使用

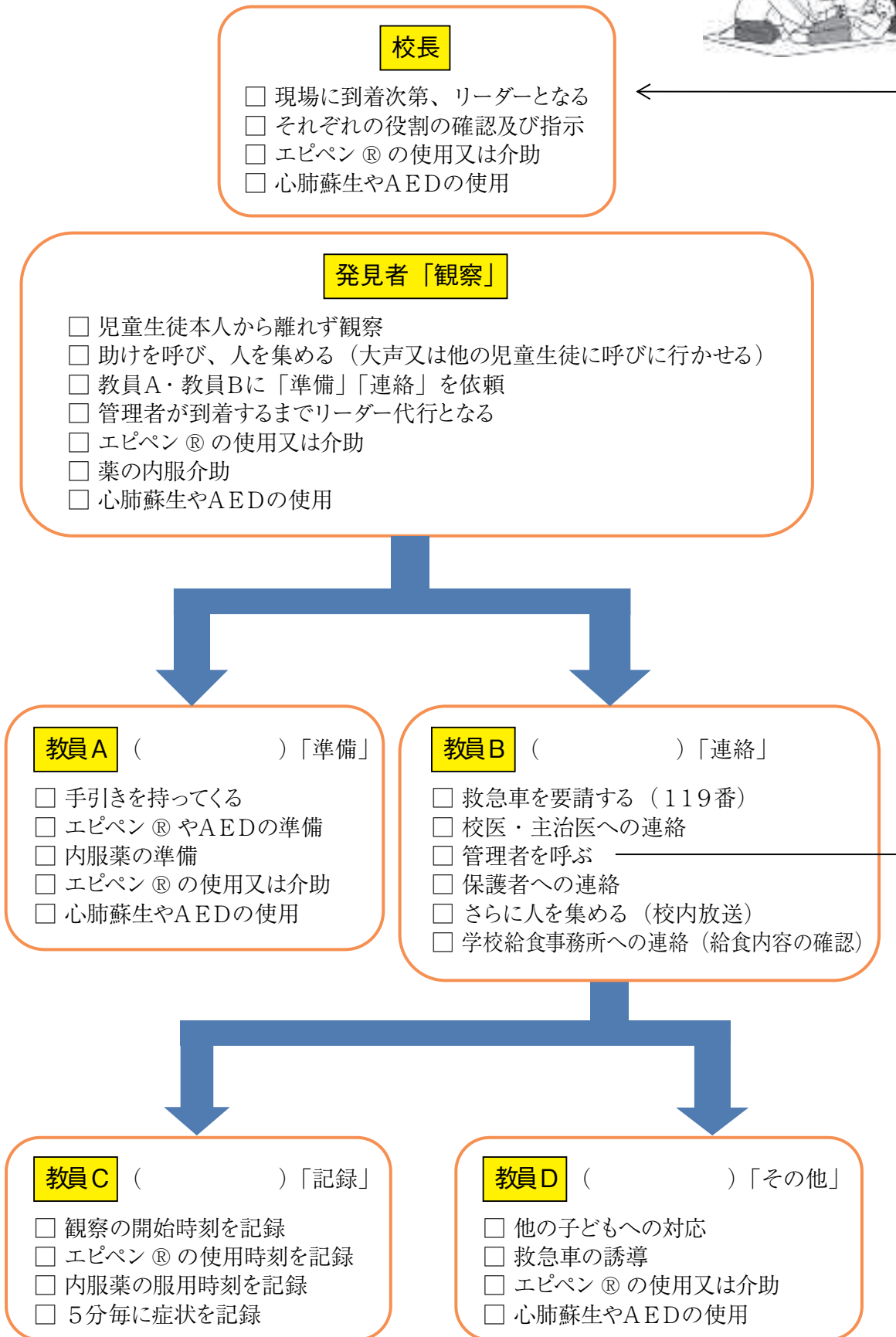
はい

そのまま様子を観察 ※その後、改善しても、当日は1人で下校させず、保護者を呼び、病院の受診を勧める

\* エピペン®が2本以上あれば、1本目を使用した10～15分後に症状の改善傾向が見られない場合、2本目を使用する

# 学校内での役割分担

・ 各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う





## 緊急性が高いアレルギー症状例

◎アレルギー症状があったら、緊急性が高いか否か**5分以内**に判断する!

◎迷ったら、エピペン®を打つ!そして、直ちに**119番通報**する!

学校名 \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

観察開始 ( 時 分)     薬等の服用 ( 時 分)     エピペン®使用 ( 時 分)

重症度	高	中	低
全身の症状	<input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい、又は不規則 <input type="checkbox"/> 意識がもうろうとしている <input type="checkbox"/> ぐったりしている <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 <input type="checkbox"/> 呼吸しづらい	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い (我慢できない) お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し嘔吐する	<input type="checkbox"/> 中程度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み (我慢できる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が1つでも当てはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでも当てはまる場合	1つでも当てはまる場合

①直ちにエピペン®を使用 ②救急車を要請 (119番) ③その場で安静を保つ (立たせたり、歩かせたりしない) ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる  <b style="color: red;">直ちに救急車で医療機関へ搬送</b>	①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する ②速やかに医療機関を受診する (救急車の要請も考慮) ③医療機関に到着するまで、5分毎に症状の変化を観察し、上記の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する <b style="color: orange;">速やかに医療機関を受診</b>	①内服薬を飲ませる ②少なくとも1時間は5分毎に症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は医療機関を受診する  <b style="color: blue;">安静にして、注意深く経過観察</b>
--	---	--

※ 「一般向けエピペン®の適応」の中で、アドレナリン自己注射薬が処方されている児童生徒でアナフィラキシーショックを疑う場合、上記の症状が1つでもあれば使用すべきであるというのが、日本小児アレルギー学会によって、決定されました。



## 2 即時型アレルギーに対するエピペン®を学校に携帯してくる際の対応について

食物アレルギーの児童生徒は、食物を摂取した後、出現する即時型のアレルギー症状に対するエピペン®を医師から処方されて、携帯していることがあります。

児童生徒が学校にいる間はそれらの治療薬を学校側で保管するよう保護者から求められることもあります。学校にそのような治療薬を携帯している児童生徒がいる場合、以下のことに注意して対応します。

- ①エピペン®を携帯している児童生徒を把握すること
- ②必要に応じて、そのエピペン®を処方した医師が記載した指示書等(使用のタイミング、使用する際の注意点、副作用等の安全性に関する注意点、保管に関する注意点等が書かれたもの)の提出を保護者に求める
- ③ショック症状や発作が起こった際に使用するエピペン®をどこに保管しているか(例 ランドセルやカバン、保健室や職員室や校長室等)について、保護者と十分協議し、本人も含め、児童生徒を看護できる立場の教職員にも知らせておく
- ④学校がエピペン®を保管する場合、学校の実状に即したうえで、保管場所を統一する
- ⑤有効期限や破損の有無等を確認する
- ⑥学校が保管する場合、保管には破損等が生じないように十分に注意するが、万一破損等が生じた場合の責任は負いかねることについて、保護者の理解を求める
- ⑦教職員の共通理解を図るとともにエピペン®の使用方法等について研修を行う

### 3 アドレナリン自己注射薬(商品名 エピペン®)の使い方

① ケースから出す

ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す

② しっかり握る

オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ  
必ず、「グー」で握る

③ 安全キャップを外す

青い安全キャップを外す



④ 太ももに注射する

太ももの外側に、エピペン®の先端（オレンジ色の部分）を軽くあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、そのまま5つ数える

- ※注射した後、すぐに抜かない
- ※押しつけたまま、5つ数える
- ※衣類の上からでも、注射することができる



⑤ エピペン®を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

- ※オレンジ色のニードルカバーが伸びていない場合は完了してないので、④に戻る



⑥ マッサージする

打った部位を10秒間マッサージする

⑦ 使い終わったら

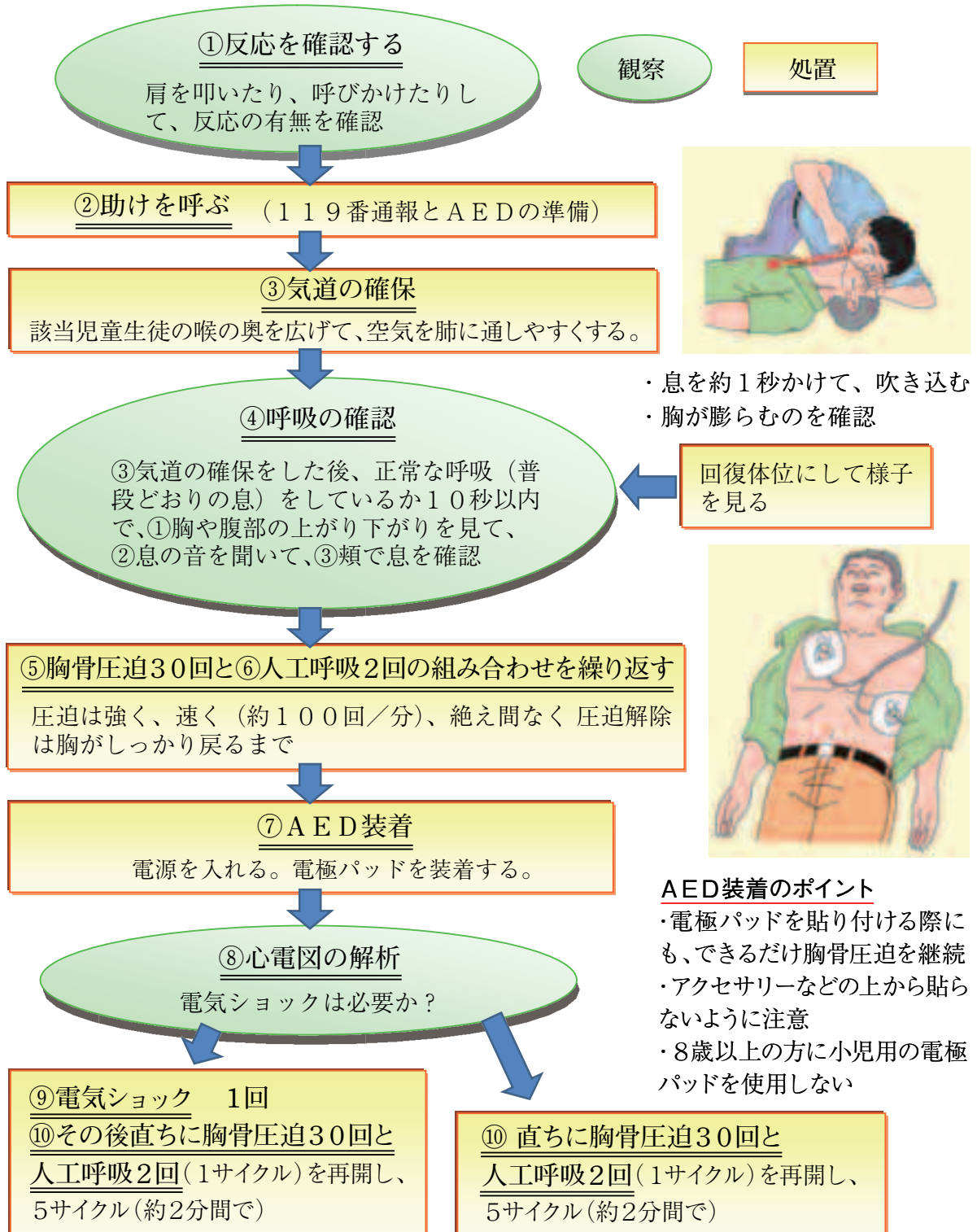
- ※注射後は直ちに使用したことを医師に伝え、診断を受けてください。
- ※医師に注射部位を示し、エピペン®使用前の症状及び使用後の経過を説明してください。
- ※使用後は携帯ケースに入れたエピペン®を医師に渡してください。

#### エピペン®の使用について

※エピペン®は本人或いは保護者が自ら注射する目的で作られたものですが、本人が注射できない状況の時は教職員が注射をする必要があります。

アナフィラキシーショックの進行は一般的に急速であり、エピペン®が手元にありながら、症状によっては、児童生徒自身が注射できない場合も考えられます。エピペン®の注射は法的に「医療行為」にあたり、医師でない者が「医療行為」を反復継続する意図を持って行えば、医師法第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーショックの救命の現場に居合わせた教職員がエピペン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、人命救助の観点からやむを得ず行ったものであると認められる場合には、医師法違反にはならないと考えられ、医師法以外の民事・刑事についても責任が問われないものと考えられます。

## 4 救命処置の流れ(心肺蘇生法とAED使用の手順)



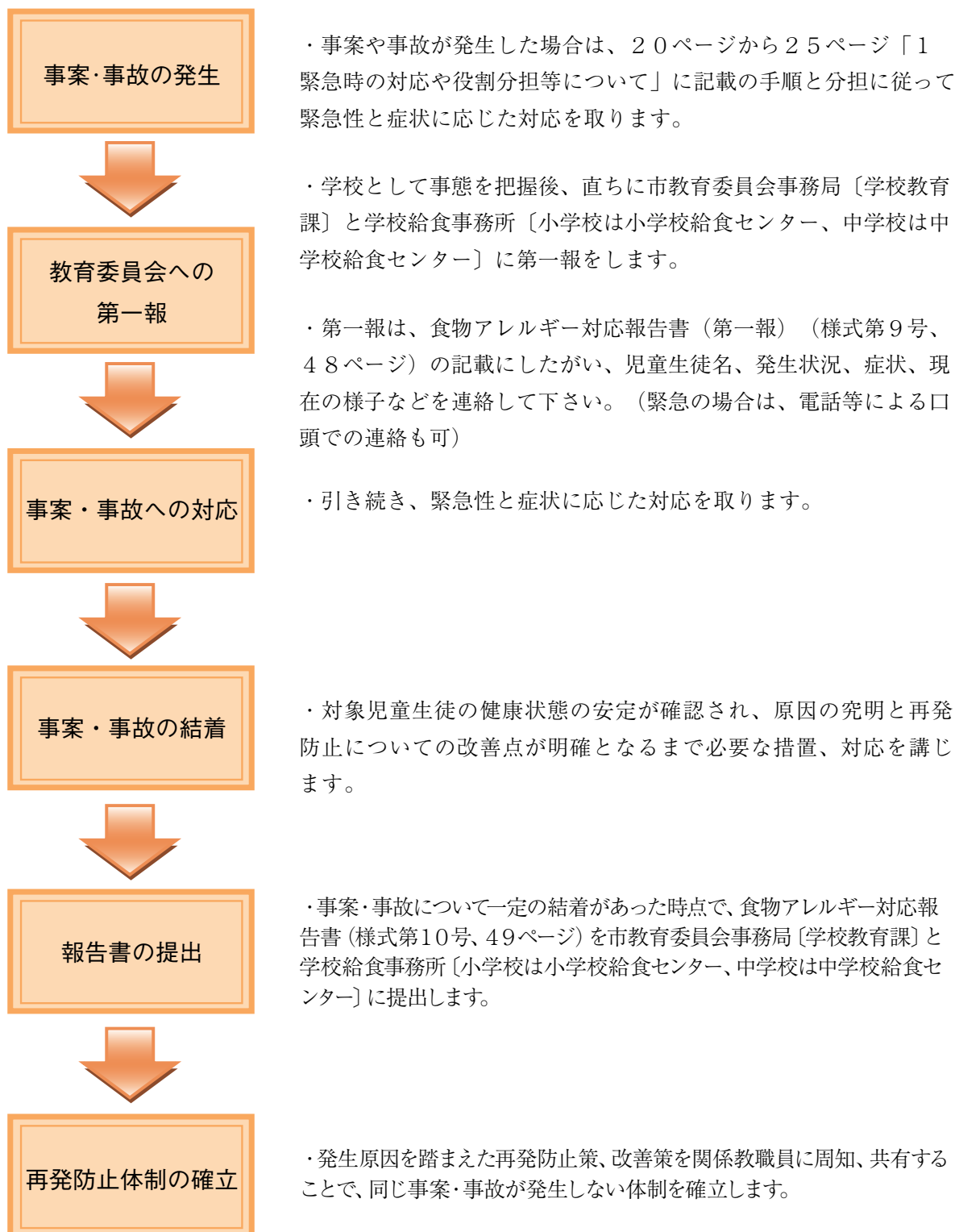
みなさん、離れて!

### ショック、心電図解析のポイント

- ・誰も該当児童生徒に触れていないことを確認
- ・確認後、点滅しているショックボタンを押す

## 5 食物アレルギー対応報告（誤食事案等の報告）

学校で食物アレルギー対応食の対象者に関わる誤配・誤食等の事案が発生した場合は、速やかな市教育委員会事務局〔学校教育課〕と学校給食事務所への第一報と報告書の提出をお願いします。



# 資料編

# 食物アレルギー対応の手引き（資料編）

## 食物アレルギーの基礎知識

### 1 食物アレルギーとは

私たちの体には、細菌やウイルスなどの病原体の侵入から体を守る「免疫」という働きがあります。ところが、この免疫が有害な病原体ではなく、本来無害なはずの食べ物や花粉などに過敏に反応して、私たち自身を傷つけることがあります、これを「アレルギー反応」と呼んでいます。

食物アレルギーは、「特定の食物を摂取や接触など、いずれかの経路から侵入することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応」です。このため、食中毒や食物不耐症などは食物アレルギーとはいいません。

### 《食物アレルギーと間違えやすい病気》

食物不耐症	体質的に食物を消化できない	乳糖を分解できずに牛乳を飲むと下痢を起こす(乳糖不耐症)
食中毒	食品に含まれる毒素による反応	ノロウイルスで汚染された生ガキによる下痢
薬理活性物質 (仮性アレルゲン)	食品に含まれる化学物質が原因でアレルギー様の症状を起こす	・とろろ芋で口のまわりがかゆくなる ・さばの「ヒスタミン」でじんま疹がでる

### 2 食物アレルギーのタイプ

食物アレルギーは、食後2時間以内に体中が赤くなったり、じんま疹が出たりする即時型がほとんどですが、ほかにもいくつかのタイプがあります。

臨床型	頻度の多い発症年齢	頻度の高い食物	アナフィラキシーの危険	耐性獲得
新生児・乳児消化管アレルギー	新生児期	牛乳	有り	多い
食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎	乳児期	鶏卵、牛乳、小麦、大豆など	有り	多い
即時型	乳児期～成人期	乳児～幼児 鶏卵、牛乳、小麦 そば、魚類など 学童～成人 甲殻類、魚類、 小麦、果物類、そば ピーナッツなど	高い	鶏卵、牛乳、小麦、大豆などは多く、それ以外は少ない
特殊型	口腔アレルギー症候群	学童期～成人期	低い	少ない
	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	学童期～成人期	高い	少ない

出典：「学校給食」 独立行政法人国立病院機構相模原病院小児科医 今井孝成





## ●即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を摂取して2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴う「アナフィラキシーショック」に進行するものまでさまざまです。

## ●口腔アレルギー症候群

果物（キウイ、バナナ、りんご、もも、メロンなど）や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に、口が腫れる、ひりひりする、かゆくなるなどの症状が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身症状に至ることもまれにあるため注意が必要です。

## ●食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシーショック症状を起こします。原因食物としては小麦や甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6000人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。

## 3 即時型アレルギーのメカニズム

体の中にウイルスや細菌が入り込むと、ひとはそれを体から追い出して自分を守ろうとします。これが「免疫」といわれる仕組みです。ところが、体を守るはずのこの免疫の働きが過敏すぎると、体に害を及ぼさない異物にまで反応して、様々な症状を引き起こすことがあります。

たとえば、卵アレルギーの人は、卵を食べると皮膚にじんましんが出ることがあります。このような反応を「アレルギー反応」といいます。アレルギー反応は、その原因となる食物「アレルゲン」と、アレルゲンに対して体の中で作られるIgE抗体が結びつき、肥満細胞からヒスタミンなどが放出されてアレルギー症状が起きます。食物アレルギーの多くは、食べ物に含まれるたんぱく質などが消化管から吸収され、血液を介して、皮膚や気管支・鼻などの粘膜下に到達してアレルギー反応が起きます。



#### 4 食物アレルギーにより引き起こされる症状

食物アレルギーでは、全身のあらゆる臓器に症状が誘発されますが、特に皮膚症状、粘膜症状(唇やまぶたのはれなど)が多いです。中にはアナフィラキシーショックとなり、生命の危険を伴う場合があります。



#### アナフィラキシー

**定義** アレルギー反応により、じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態を**アナフィラキシー**と言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来するような場合を、特に**アナフィラキシーショック**と呼び、**直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。**

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られています。

**原因** 児童生徒に起こる原因のほとんどは食物ですが、医薬品、ハチ刺され、天然ゴムなどでも起こります。

**症状** 皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐など症状が複数同時にかつ急激にみられますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下がみられるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

**治療** 具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などがみられる重症の場合には、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぎます。その上で、**適切な場所に足を頭より高く上げた体位でお向けに寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。**

**※注意1**：ショックの時、エピペン®を携行している場合には、**出来るだけ早期に注射をします。**また、エピペン®の携行の有無に関わらず、**必ず救急車を呼びます。**

**※注意2**：ショックでなくても、ぜん息や呼吸困難などのアナフィラキシー症状が強く出たら、エピペン®を携行している場合には、**注射することを考えましょう。**

## 5 食物アレルギーの診断・検査

食物アレルギーの診断は問診等、様々な検査を組み合わせで行われます。

### STEP 1 <原因アレルゲンの推定>

●問診 食物アレルギーの診断には保護者の方が持っている情報が役立ちます。

1. 何を食べたのか？
2. どれだけ食べたのか？
3. 食べてから発症までの時間は？
4. 症状の持続時間は？
5. 症状の特徴は？
6. 症状の再現性はあるか？

●食物日誌 食物とアレルギー症状との関係を日誌に記された食物の種類、食べた時間などから調べます。

### STEP 2

#### < I g E 抗体の証明 >

- 皮膚テスト…プリックテスト
- 血液検査……抗原特異的 I g E 抗体検査・好塩基球ヒスタミン遊離試験

#### <食物除去試験>

即時型食物アレルギーだけでなく、非即時型食物アレルギーの診断や母乳中のアレルゲンの関与を証明するために有用です。

### STEP 3 <食物経口負荷試験>

原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度食べられるかどうか検討する必要があります。

診断の確定

## 6 食物アレルギーの予防と治療

### ①食事療法

食物アレルギーの治療の基本は、アレルギーの原因になっている食品を除去することです。原因となる食品やアレルギー症状の程度は、それぞれ異なっていますので、医師と十分相談することが大切です。

**※注意1**：除去する食品の種類、除去の程度と方法、期間などについては、医師との十分な打合せが必要です。

**※注意2**：除去食を行う場合には、代わりになる食品(代替食品)を取り入れて、栄養のバランスをとる必要があります。

**※注意3**：除去食をどのような方法で、いつから解除するかについても、医師と十分に相談しながら、進める必要があります。

## ②薬物療法

症状があらわれた時に緩和するために内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）を処方されることがあります。しかし、これらの薬は、内服してから効果が現れるまでに時間がかかるため、アナフィラキシーショックなどの緊急を要する重篤な症状には、内服薬よりもアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を早期から注射する必要があります。

## 7 食物アレルギーの原因食物

食物アレルギーは、主に食品に含まれるタンパク質がアレルゲンとなって発症します。原因食物は学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類や果物類など多岐にわたります。なお、年齢によってアレルゲンが変化したり、新たに加わったりすることがあります。

### ●加工食品に含まれるアレルギー物質の表示について

食品衛生法の改正より、平成14年4月から容器包装された加工食品1g中に特定原材料が数 $\mu$ g以上含まれているときはアレルギー表示が義務付けられるようになりました。

規定	アレルギーの原因となる食品の名称	表示をさせる理由	表示は義務かどうか
省令	卵、乳、小麦、えび、かに	発症件数が多いため	表示の義務
	そば、落花生	症状が重くなることが多く、生命に関わるため	
通知	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	過去に一定の頻度で発症が報告されたもの	表示を奨励（任意表示）

## 8 大和郡山市における品目別割合及び人数（配合表を必要とする人）、全国の品目別割合

大和郡山市（平成 28 年 4 月現在）

	食 品 名	割合(%)	人 数
1	卵	37.06	63
2	落花生	21.76	37
3	乳	19.41	33
4	そば	15.29	26
5	カニ	14.71	25
6	エビ	13.53	23
7	小麦	8.24	14
8	キウイ	7.65	13
9	山芋	5.29	9
10	カシューナッツ	4.71	8
11	イカ	4.12	7
11	バナナ	4.12	7
13	くるみ	3.53	6
13	さば	3.53	6
15	あわび	2.94	5
15	大豆	2.94	5
15	ごま	2.94	5
18	イクラ	2.35	4
18	もも	2.35	4
20	オレンジ	1.76	3
20	さけ	1.76	3
20	りんご	1.76	3
23	松茸	1.18	2
24	牛肉	0.59	1
24	ゼラチン	0.59	1
24	鶏肉	0.59	1
27	豚肉	0.00	0
	合 計	184.71	314

全国（食物アレルギー診療  
ガイドライン 2012 より引用）

	食 品 名	割合(%)
1	卵	38.3
2	乳	15.9
3	小麦	8
4	甲殻類	6
5	果物類	6
6	そば	5
7	魚類	4
8	ピーナッツ	3
9	魚卵	3
	その他	12

※ 割合は原材料配合表を必要としている児童生徒数170人に対するもの

※ 品目別の割合及び人数は延べであるため、それぞれの合計が100%及び170人（原材料配合表を必要としている児童生徒数）にならない。

# 様式集

## 食物アレルギー調査票

年 月 日提出

ふりがな 児童生徒氏名	男女	生年月日	年 月 日生
ふりがな 保護者氏名		続柄	
住所			
学校名	小学校 中学校	緊急 連絡先1	自宅 携帯( ) ( )
在籍 校名	幼稚園・保育園 こども園・小学校	緊急 連絡先2	自宅 携帯( ) ( )

### ○食物アレルギー等の状態

問1 食物アレルギーはありますか。 ( はい ・ いいえ )

※ いいえの方は **裏面** ○乳糖不耐症について問13にお進みください。

問2 原因品目はなんですか。(該当するものに○を付けてください。)

表示義務7品目	卵 ・ 乳 ・ 小麦 ・ そば ・ 落花生 ・ えび ・ かに
表示推奨 20品目	あわび ・ いか ・ いくら ・ オレンジ ・ キウイ ・ 牛肉 ・ くるみ ・ さけ ・ さば ・ ゼラチン 大豆 ・ 鶏肉 ・ バナナ ・ 豚肉 ・ まつたけ ・ もも ・ やまいも ・ りんご ・ ごま ・ カシューナッツ
その他(上記以外)	

問3 問2を記入された方に伺います。原因品目を食した時に現れる症状はどのようなものですか。

例( 卵 ) < かゆみ >  
 ( ) < > ( ) < >  
 ( ) < > ( ) < >

問4 問1で食物アレルギーがあると回答された方に伺います。原材料配合表を希望しますか。( はい ・ いいえ )

問5 アナフィラキシー状態になったことがありますか。( はい ・ いいえ )

- ・回数 回(直近の発症年月日: 年 月 日)
- ・原因 食物 昆虫刺傷 医薬品 ラテックス(天然ゴム) 運動
- ・症状 かゆみ じんましん 腹痛 嘔吐 喘鳴(ぜんめい)[ゼーゼーする]  
その他(具体的に )

※ いいえの方は問7に進んでください。

問6 問5でアナフィラキシー状態になったことがあると回答された方に伺います。

アナフィラキシー状態の中でも特に重篤な血圧低下による意識の低下や脱力を伴うアナフィラキシーショック状態になったことがありますか。( はい ・ いいえ )

- ・回数 回(直近の発症年月日: 年 月 日)
- ・原因 食物 昆虫刺傷 医薬品 ラテックス(天然ゴム) 運動
- ・症状 呼吸困難 血圧低下 意識喪失 呼吸停止  
その他(具体的に )

問7 普段、学校等に持ってきている薬がありますか。( はい ・ いいえ )

- 内服薬  外用薬  吸入薬  エピペン®
- その他( )

<裏面も回答をお願いします。>

## ○食物アレルギーの除去・代替食対応について

問8 問1で食物アレルギーがあると回答された方に伺います。  
医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されていますか。

※ いいえの方は問13に進んでください。 ( はい ・ いいえ )

問9 問8で「はい」と回答された方に医師の診断時期について伺います。  
最後に受診した時期 :                    年            月            日  
医療機関への受診頻度 :

問10 アレルゲンが特定されており、医師から食事療法を指示されていますか。 ( はい ・ いいえ )

※ いいえの方は問13に進んでください。

問11 家庭での食事で**対応品目【卵・乳・落花生】**を除去等していますか。 ( はい ・ いいえ )

※ いいえの方は問13に進んでください。

問12 問8、10、11で「はい」と回答された方の方に伺います。  
学校給食での除去・代替食対応(**対応品目【卵・乳・落花生】**)を希望しますか。 ( はい ・ いいえ )

## ○乳糖不耐症について

問13 乳糖不耐症と診断されていますか。 ( はい ・ いいえ )

※ いいえの方は、以上で終わりです。

問14 乳糖不耐症による除去等対応を希望しますか。 ( はい ・ いいえ )

### ※ 注意事項

- ・除去・代替食対応が可能な品目は、**【卵・乳・落花生】**です。
- ・**【卵・乳・落花生】**以外の品目については、原材料配合表配布や弁当持参となります。
- ・アナフィラキシーショック症状など重篤な症状の既往歴がある方については、除去・代替食対応の対象とならない場合があります。この場合は、原材料配合表や弁当持参とします。
- ・除去・代替食対応は、アレルゲンを除去するか否かの対応のみとなります。「少量可」や「〇〇gまで可」などアレルゲンを一部摂取する「量」の対応できません。
- ・除去・代替食などの食物アレルギー対応を希望しても、必ずしもご希望に添えない場合もあります。
- ・除去・代替食対応を希望される方で問11で「はい」と回答された方につきましては、後日個別面談を実施します。面談に先立ち「食物アレルギー問診票」と医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」を学校に提出してください。
- ・乳糖不耐症による除去対応は、**【飲用牛乳】**の除去のみとなります。

### お問合せ 学校給食事務所

小学校給食センターあすなろ TEL 0743-53-7800  
中学校給食センターおおぞら TEL 0743-53-2809

※ 学校(原本保管) → 対応委員会(コピー保管)



食物アレルギー対応食実施申請書(新規用・継続用・中止用)

年 月 日

大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会委員長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

学校給食での食物アレルギー対応食について、〔 新規 ・ 継続(変更なし) ・ 継続(変更あり) ・ 中止 〕  
で申請します。

また、継続(変更あり)の場合、診断結果については、前回の診断内容と変更が〔 ありません ・ あります 〕。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		生年月日	年 月 日
在籍校名	小学校 中学校	年 組	年 組
対応校名	小学校 中学校	対応希望 品目	卵 ・ 乳 ・ 落花生
(ふりがな) 保護者氏名		電話番号	
住 所	〒	FAX番号	

食物アレルギー対応食の実施にあたり、下記のことを理解して同意します。

(全ての項目を確認のうえ、全ての項目にチェックをしてください。)

- 除去や代替により栄養素に不足や偏りが生じる可能性があること
- 献立により、除去食対応や代替食対応ができず、一部弁当持参の必要な場合があること
- 微量混入(コンタミネーション)の可能性を完全に排除できないこと
- 毎月の献立表を確認すること
- 食物アレルギー対応について、必ずしもご希望に添えない場合があること
- この申請内容及び対応内容については、学校の全職員に情報が共有されること

変更の場合、変更内容(対応中止を含む)

- 対応中止
- 内容変更( )

※ 学校(コピー保管) → 対応委員会(原本保管)

様式第2-2号

乳糖不耐症による除去等対応実施申請書(新規用・継続用・中止用)

年 月 日

大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会委員長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

学校給食での乳糖不耐症による除去等対応について、〔 新規 ・ 継続 ・ 中止 〕 で申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		生年月日	年 月 日
在籍校名	小学校 中学校	年 組	年 組
対応校名	小学校 中学校		
(ふりがな) 保護者氏名		電話番号	
住 所	〒	FAX番号	

添付書類

医師の診断書等

※ 学校(コピー保管) → 対応委員会(原本保管)

学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)

アナフィラキシー(あり・なし) 食物アレルギー(あり・なし)

なまふ

名前 ( ) 男・女 平成 年 月 日生 ( 歳 ) ( ) 学校 年 組 提出日 平成 年 月 日	保護者	
病型・治療		緊急時連絡先
<p><b>A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b></p> <p>1 即時型</p> <p>2 口腔アレルギー症候群</p> <p>3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p><b>B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b></p> <p>1 食物 (原因: )</p> <p>2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (原因: )</p> <p>3 運動誘発アナフィラキシー</p> <p>4 昆虫</p> <p>5 医薬品</p> <p>6 その他 ( )</p> <p><b>C 原因食物・診断根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載</p> <p>1 鶏卵 《 》</p> <p>2 牛乳・乳製品 《 》</p> <p>3 小麦 《 》</p> <p>4 ソバ 《 》</p> <p>5 ピーナッツ 《 》</p> <p>6 種実類・木の实類 《 》</p> <p>7 甲殻類(エビ・カニ) 《 》</p> <p>8 果物類 《 》</p> <p>9 魚類 《 》</p> <p>10 肉類 《 》</p> <p>11 その他1(野菜類) 《 》</p> <p>12 その他2(穀類・その他) 《 》</p> <p><b>D 緊急時に備えた処方薬</b></p> <p>1 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)</p> <p>2 アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)</p> <p>3 その他 ( )</p>		
<p><b>E その他の配慮・管理事項 (自由記載)</b></p>		<p>★連絡医療機関</p> <p>医療機関名: 指定(あり・なし)</p> <p>電話:</p>
<p>記載日 年 月 日</p> <p>医療機関名・住所・電話・医師名 ⑩</p>		

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

- 1. 同意する
- 2. 同意しない

保護者署名: \_\_\_\_\_

奈良県教育委員会  
[日本学校保健会(一部改変)]

面 談 調 書 ( 新 規 )

学校名 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ふりがな 児童生徒氏名	男 女	生年 月 日	年 月 日	在籍 校名	幼稚園 保育園 こども園 小学校 中学校 ( 年 組 )	
ふりがな 保護者氏名		続柄		連絡先		
面談者氏名	校長・教頭・学級担任等・給食主任・養護教諭・栄養教諭又は学校栄養職員					
調書作成者 氏 名						
確認事項						
学校側 確認欄	<input type="checkbox"/>	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)				
	<input type="checkbox"/>	医療機関への受診状況				
	<input type="checkbox"/>	過去に経験した具体的なアレルギー症状の把握( )				
	<input type="checkbox"/>	アレルギーと診断された食品以外にも、「心配だから」「念のために」制限しているものがないか( )				
	<input type="checkbox"/>	アレルギーが治った(耐性獲得)後でも、好んで食べていない食品がないか				
	<input type="checkbox"/>	除去食・代替食対応の場合、おかわりは禁止であることを説明する				
	<input type="checkbox"/>	学校に持参する薬剤の有無(有・無 薬剤名 )				
	<input type="checkbox"/>	薬剤の保管の方法、使用するタイミング				
	<input type="checkbox"/>	エピペン携帯者の場合はその取り扱い				
	<input type="checkbox"/>	保護者への連絡方法				
	<input type="checkbox"/>	緊急時の医療機関への受診方法、連絡方法の確認				
	<input type="checkbox"/>	教職員での情報共有することについての同意を求める				
	<input type="checkbox"/>	本人の食物アレルギー対応の内容を他の児童・生徒に理解させることについての同意を求める				
	<input type="checkbox"/>	情報の扱い方や公開できる範囲など、事前に保護者と十分話し合いをもつ				
給食事務 所側確認 欄	<input type="checkbox"/>	一部弁当持参に対する協力をお願い				
	<input type="checkbox"/>	給食の供給体制を説明する				
	<input type="checkbox"/>	食物アレルギー対応給食のある日を、児童生徒自身が把握できるよう保護者が責任をもって、伝達して貰うことの再確認				
	<input type="checkbox"/>	対応できること、できないことを示す				
	<input type="checkbox"/>	原材料配合表は、保護者が責任をもって、確認する				
	<input type="checkbox"/>	食物アレルギー対応食専用の調理スペースがあるが、微量のアレルギー物質が混入するコンタミネーション(異物混入)の可能性を完全に排除できないことを説明する				
	<input type="checkbox"/>	調理スペース以外でも微量のアレルギー物質が混入する可能性があることを説明する				
	<input type="checkbox"/>	食物アレルギー対応実施により不足する栄養分については、できるだけ家庭で補ってもらおうよう保護者に協力してもらう				
対応品目と給食 で配慮を必要とする 事項など	対応品目 <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 落花生					
	備考					
学校への 要望事項						
学校における配 慮事項及び具 体的な対応	<input type="checkbox"/> 給食当番 <input type="checkbox"/> 掃除当番・飼育当番 <input type="checkbox"/> 体育・運動会の参加 <input type="checkbox"/> 校外学習 <input type="checkbox"/> 宿泊学習 <input type="checkbox"/> 学校への持参薬 <input type="checkbox"/> 薬の保管場所 <input type="checkbox"/> 給食の配慮 <input type="checkbox"/> 本人への指導 <input type="checkbox"/> 他の児童への指導 <input type="checkbox"/> クラブ活動・部活動 <input type="checkbox"/> その他 ( )					

※ 学校(原本保管)→ 対応委員会(コピー保管)

### 面 談 調 書 ( 継 続 )

学校名 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ふりがな 児童生徒氏名	男 女	生年 月 日	年 月 日	在籍 校名	小学校 ( _____ 年 _____ 組 ) 中学校	
ふりがな 保護者氏名		続柄		連絡先		
面談者氏名	校長・教頭・学級担任等・給食主任・養護教諭・栄養教諭又は学校栄養職員					
調書作成者 氏 名						
確認事項						
学校側 確認欄	<input type="checkbox"/>	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)が提出されている				
	<input type="checkbox"/>	過去のアレルギー症状、アレルギーと診断された食品以外に耐性獲得後も念のため制限している食品の再確認 ( _____ )				
	<input type="checkbox"/>	前回の対応申請時以降に医療機関に受診している				
	<input type="checkbox"/>	上記の際の医療機関での指示内容 ( _____ )				
	<input type="checkbox"/>	除去食・代替食対応の場合、おかわりは禁止であることの再確認				
	<input type="checkbox"/>	学校に持参する薬剤の有無 ( 有 ・ 無 _____ 薬剤名 )				
	<input type="checkbox"/>	薬剤やエピペンの学校での保管、取扱いに変更はないか ( _____ )				
	<input type="checkbox"/>	保護者への連絡方法に変更はないか				
	<input type="checkbox"/>	緊急時の医療機関への受診、連絡方法に変更はないか				
	<input type="checkbox"/>	変更のあった情報を教職員で情報共有することについての同意を求める保護者の要望等 ( _____ )				
<input type="checkbox"/>	本人の食物アレルギー対応の内容を他の児童・生徒に理解させることへの再確認					
給食事務 所側確認 欄	<input type="checkbox"/>	給食の供給体制を再確認的に説明する(容器、一部弁当対応、対応の範囲など)				
	<input type="checkbox"/>	食物アレルギー対応給食のある日を、児童生徒自身が把握できるよう保護者が責任をもって、伝達して貰うことの再確認				
	<input type="checkbox"/>	原材料配合表は、保護者が責任をもって、確認して貰うことの再確認				
	<input type="checkbox"/>	食物アレルギー対応食専用の調理スペースがあるが、微量のアレルギー物質が混入するコンタミネーション(異物混入)の可能性を完全に排除できないことの再確認				
	<input type="checkbox"/>	調理スペース以外でも微量のアレルギー物質が混入する可能性があることを再確認				
	<input type="checkbox"/>	食物アレルギー対応実施により不足する栄養分については、できるだけ家庭で補ってもらうよう保護者の協力を再確認				
<input type="checkbox"/>	毎月の打合せ(書類による確認)の必要性を説明し、期限までに書類が提出されなかった場合、対応食の開始日が遅れることの再確認					
対応品目と給食 で配慮を必要とする 事項など	対応品目 <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 落花生					
	備考					
学校への 要望事項						
学校における配 慮事項及び具 体的な対応	<input type="checkbox"/> 給食当番 <input type="checkbox"/> 掃除当番・飼育当番 <input type="checkbox"/> 体育・運動会の参加 <input type="checkbox"/> 校外学習 <input type="checkbox"/> 宿泊学習 <input type="checkbox"/> 学校への持参薬 <input type="checkbox"/> 薬の保管場所 <input type="checkbox"/> 給食の配慮 <input type="checkbox"/> 本人への指導 <input type="checkbox"/> 他の児童への指導 <input type="checkbox"/> クラブ活動・部活動 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )					

※ 学校(原本保管)→ 対応委員会(コピー保管)

### 食物アレルギー対応食実施決定通知書

平成 年 月 日

申請者 様

大和郡山市学校給食  
食物アレルギー対応委員会  
委員長

食物アレルギーによる学校給食での除去・代替食対応について、平成 年 月 日  
付けで下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

対応校名		在籍校名	
児童生徒名		年 組	年 組
内 容	卵 の除去・代替食対応を する ・ しない		
	乳 の除去・代替食対応を する ・ しない		
	落花生 の除去・代替食対応を する ・ しない		
実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
その他 特記事項	.....		

- ※ 対応に先立ち、個人別アレルギー除去チェック表・承諾書の提出が毎月必要となります。
- ※ 除去・代替食は基本的に、氏名・学級を表示した個人用保温容器で学校に配送されます。
- ※ 対応内容は、献立によって異なります。また微量混入(コンタミネーション)の可能性については完全に排除することはできません。
- ※ 対応期間中に症状の変化等により、対応内容の変更を希望される場合は、「食物アレルギー対応食実施書」(変更あり)と学校生活管理指導表[※医師の診断必須]を学校に提出してください。

[お問い合わせ]

大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会事務局

学校給食事務所

・小学校給食センターあすなる TEL53-7800 FAX53-7802

・中学校給食センターおおぞら TEL53-2809 FAX53-2876

乳糖不耐症による除去等対応実施決定通知書

平成 年 月 日

申請者 様

大和郡山市学校給食  
食物アレルギー対応委員会  
委員長

乳糖不耐症による学校給食での除去等対応について、平成 年 月 日付けで下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対応校名		在籍校名	
児童生徒名		年 組	年 組
内 容	飲用牛乳 の除去対応を する ・ しない		
実施期間	平成 年 月 日 より		
	平成 年 月 日 より		
その他 特記事項	..... .....		

[お問い合わせ]

大和郡山市学校給食物アレルギー対応委員会事務局

学校給食事務所

- ・小学校給食センターあすなろ TEL53-7800 FAX53-7802
- ・中学校給食センターおおぞら TEL53-2809 FAX53-2876

承 諾 書

年 月 日

学校長 様

学校名:		
保護者氏名	印	
児童・生徒氏名		
学年・組	年	組

月分食物アレルギー対応食は、別紙原材料配合表及び個人別アレルギー除去チェック表等を確認の結果、以下のとおりとします。

1. 変更なし
2. 変更あり(内容は別紙に記入しているとおりです。)

受付日 年 月 日

学校長	教 頭	養護教諭	給食主任	学級担任等

学校給食事務所				
所 長	補 佐	係 長	係	栄養教諭・学校栄養職員











平成 年 月 日

学校教育課  
 小学校給食センター  
 中学校給食センター 行き

## 食物アレルギー対応報告書（第一報）

報告者名	学校	職名	氏名
児童生徒の 情報	年	組	氏名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	エピペン	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アナフィラキシー既往 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	アレルギー		
発生日時	平成 年 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
発生場所			
発見者	職名	氏名	
献立	通常献立 主食（ご飯・パン）、牛乳 おかず [ ] 対応食の内容 [ ]		
発生状況	<p>※時系列で記入          ※保護者対応含む</p>		
児童生徒の 症状			
児童生徒へ の対応	服薬	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	服薬した薬		
	服薬時刻	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
	エピペン投与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	エピペン投与時刻	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
	119番通報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
	受診	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	医療機関名： 同行者： 受診方法： <input type="checkbox"/> 救急車 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他

※対応報告書（第一報） 送信先：小学校の場合は、学校教育課と小学校給食センター  
 中学校の場合は、学校教育課と中学校給食センター

※速やかに報告出来る方法で報告してください [ 電話による口頭報告 ・ FAX ]

大郡 号  
平成 年 月 日大和郡山市教育委員会  
教育部長 様大和郡山市立 学校  
学校長 印

## 食物アレルギー対応報告書

1. 児童生徒 の情報	年 組 氏名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
	エピペン	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アナフィラキシー既往 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	アレルギー		
2. 発生日時	平成 年 月 日 ( ) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分		
3. 発生場所			
4. 発見者	職名 氏名		
5. 献立	通常献立 主食 [ご飯・パン]、牛乳 おかず [ ] 対応食の内容 [ ]		
6. 発生と対 応の経過			
※時系列で記入 ※保護者対応含む			
7. 児童生徒 の症状			
※時系列で症状の経 過を記入	翌日登校 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
8. 児童生徒 への対応	服薬	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
	服薬した薬		
	エピペン投与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
	119番通報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
	受診	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 医療機関名： 同行者： 受診方法： <input type="checkbox"/> 救急車 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他 医師の診断：	
9. 発生原因			
10. 再発防止策			

ID : \_\_\_\_\_ 名前：<sup>ひらがな</sup> \_\_\_\_\_ 男・女 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生

**食物アレルギー問診票**

1) 今までに、食べ物を食べてから2時間以内に、次のような症状が出たことがありますか？

(なし・あり) あれば、身体の各部位毎に、出たすべての症状に○を付けてください。

皮膚 粘膜 A	①がまんできるかゆみ、② <u>猛烈なかゆみ</u> 、③部分的なじんま疹・赤み・斑点、④ <u>全身のじんま疹・紅潮・斑点</u> 、⑤口や唇の腫れ、⑥まぶたの腫れ、⑦ <u>顔全体の腫れ</u> 、⑧口やのどにかゆみやイガイガ感、⑨ <u>のどの奥の方の痛み・むくみ</u> 、⑩眼の充血・かゆみ・流涙
呼吸器 B	①突然の強い鼻炎症状(くしゃみ・鼻水・鼻づまり)、②軽い咳、③ <u>繰り返す咳込み</u> 、④ <u>軽い息苦し</u> 、⑤ <u>持続する強い咳込み</u> 、⑥ <u>犬が吠えるような咳</u> 、⑦ <u>声がかすれる</u> 、⑧ <u>締め付けられるような息苦し</u> ・ <u>嚥下困難</u> 、⑨ <u>ゼーゼーを伴う呼吸困難</u> 、⑩呼吸停止
消化器 C	①突然の吐き気や1回の下痢や嘔吐(おうと)、② <u>複数回の下痢や嘔吐</u> 、③突然の軽い腹痛(おへそを中心に痛くなる)、④ <u>突然の強い腹痛(がまんできる)</u> 、⑤ <u>持続する強い腹痛(がまんできない)</u> 、⑥ <u>繰り返し吐き続け、時に便失禁</u>
循環器D	① <u>頻脈・軽度血圧低下・蒼白</u> 、② <u>脈が触れにくいまたは不規則</u> 、③ <u>唇や爪が青白い</u>
神経E	① <u>眠気・軽度頭痛・恐怖感</u> 、② <u>ぐったりし意識消失・もうろう・失禁</u> 、

(注:D②か③、またはE②の症状があれば、単独でも問3に記入してください)

2) ある果物・木の実・野菜を食べて、口の中にアレルギー症状(かゆみやイガイガ感、口や唇の腫れ)が出たことがありますか？

(なし・あり) あれば、枠の中の食物に○を付けるか、その他に書き出してください。

果物	アボカド、アンズ、イチゴ、ウメ、オレンジ、カキ、カンタローブ、キウイ、グレープフルーツ、サクランボ、スモモ、ナシ、バナナ、ビワ、ブドウ、マンゴー、ミカン、メロン、モモ、リンゴ、
木の実	アーモンド、カカオ、クリ、クルミ、ココナッツ、ナッツ(カシュー・ブラジル・ヘーゼル)、ピーナッツ
野菜	キュウリ、ジャガイモ、ズッキーニ、セロリ、トマト、ナス、ニンジン、パセリ、ヤマイモ

(その他 \_\_\_\_\_ )

3) 問1のA～Eの複数の部位に、同時にアレルギー症状を起こしたことがありますか？

◇あれば、3-1), 2), 3), 4)から選んで番号に○を付け、食物なら食物名を書いてください。

3-1) 食物を摂取、2時間以内に起きた。原因食物名は( _____ )
3-2) 食物を摂取した2～3時間後に、運動して起きてきた。原因食物名は、( _____ )
3-3) 食事に関係なく、運動をただで起きた。
3-4) 1) 2) 3)以外(ハチ刺傷、その他の昆虫刺傷、医薬品、その他{ _____ })

◇食物名・運動など原因を【 】内に、各々最も重い時に重なった症状を問1の番号で記入してください。

- 【     】皮膚粘膜A \_\_\_\_\_、呼吸B \_\_\_\_\_、消化C \_\_\_\_\_、循環D \_\_\_\_\_、神経E \_\_\_\_\_
- 【     】皮膚粘膜A \_\_\_\_\_、呼吸B \_\_\_\_\_、消化C \_\_\_\_\_、循環D \_\_\_\_\_、神経E \_\_\_\_\_
- 【     】皮膚粘膜A \_\_\_\_\_、呼吸B \_\_\_\_\_、消化C \_\_\_\_\_、循環D \_\_\_\_\_、神経E \_\_\_\_\_
- 【     】皮膚粘膜A \_\_\_\_\_、呼吸B \_\_\_\_\_、消化C \_\_\_\_\_、循環D \_\_\_\_\_、神経E \_\_\_\_\_

(注:二重下線は○、太字は赤の○で番号を○してください)

4) 問1・問2の症状が出て、現在除去中の食べ物に、○を付けてください。

鶏卵、牛乳・乳製品、小麦、ソバ、ピーナッツ、エビ、カニ、

果物類、種実類・木の実類、魚類、肉類、その他     あれば、その食べ物の名前は？

( \_\_\_\_\_ )

5) 食物負荷試験で陽性といわれ、現在除去中の食べ物がありますか？ あればその名前は？

( \_\_\_\_\_ )

6) 血液検査等で検査陽性といわれ、現在除去中の食べ物がありますか？ あればその名前は？

( \_\_\_\_\_ )

# 參考資料



# 大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱

## (設置)

第1条 食物アレルギーを有する児童、生徒に対し、症状に応じた適切な学校給食の提供を行い、学校及び保護者が一体となって、児童、生徒が心身ともに健全な学校生活を送られるように、また食物アレルギー対応を推進すること、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定及び改定することを目的として、大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応の推進及び決定に関すること。
- (2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定及び改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食における食物アレルギーに関し必要な事項。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には教育部長、副委員長には学校教育課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (作業部会)

第5条 委員会の円滑な運営のため、食物アレルギー対策の基礎的な調査研究を行う作業部会を置くことができる。

- 2 部会長、副部会長及び部員は、委員長が指名する。
- 3 作業部会は部会長が招集する。

## (アドバイザー)

第6条 委員会は、食物アレルギーを有する児童、生徒への対応について、専門的な立場から指導・助言を受けるため、学校給食食物アレルギーアドバイザーの意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 委員会の事務は、大和郡山市教育委員会学校給食事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

別表（第3条関係）

大和郡山市学校給食運営委員会会長、校園長会代表、給食主任代表、 養護部会代表、学校給食事務所長、栄養教諭、学校栄養職員
--

○大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会

役 職	区 分	氏 名
委 員 長	教育部長	中 尾 誠 人
副 委 員 長	学校教育課課長	谷 浩 之
委 員	大和郡山市学校給食食物運営委員会会長	石 間 彰
委 員	校園長会代表	嘉 幡 敬 司
委 員	給食主任代表	武 田 友 紀
委 員	養護部会代表	小 倉 江美子
委 員	学校給食事務所長	山 下 優
委 員	栄養教諭	大 坪 昌 子
委 員	学校栄養職員	宮 川 直 子

(平成28年10月現在)

# 大和郡山市学校給食食物アレルギーアドバイザー設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱第6条に規定する学校給食食物アレルギーアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 アドバイザーは大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）の求めに応じ、食物アレルギー対応マニュアルの策定及び改定、アレルギー対応給食の申請のあった児童生徒の対応に関する決定に際し、次に掲げる事項について、必要な指導及び助言を行う。

- (1) 食物アレルギーに関する医学的知見に関すること。
- (2) 食物アレルギー症状に対する基本的対処方法に関すること。
- (3) 食物アレルギー対応食に関すること。
- (4) 保護者からの食物アレルギーの申告内容に関すること。
- (5) 保護者からの食物アレルギーに関する申告に対して、行う食物アレルギー対応に関すること。
- (6) その他食物アレルギー対応に関し、必要と認めること。

## (アドバイザー)

第3条 アドバイザーは次の各号に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校保健会会長
- (2) 大和郡山市医師会より推薦された者

## (招集)

第4条 会議は、大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱第3条第1項に規定する委員長（以下「委員長」という。）が必要に応じて招集する。

## (事務局)

第5条 アドバイザーに関する庶務は、大和郡山市教育委員会学校給食事務所において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

役 職	区 分	氏 名
アドバイザー	なか小児科 院長	中 宏 之
アドバイザー	しんたく小児クリニック 院長	新 宅 教 顕

## 学校給食における食物アレルギー対応の手引き及び大和郡山市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱策定の経過

### 対応委員会

回	期 日	主 な 協 議 内 容
第1回	平成25年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食食物アレルギーについて</li> <li>・学校給食食物アレルギー対応委員会作業部会について</li> <li>・学校給食食物アレルギーアドバイザーについて</li> <li>・学校給食食物アレルギー対応の今後の予定について</li> </ul>
第2回	平成26年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応の基本的な考え方について</li> <li>・食物アレルギー対応の内容について</li> <li>・食物アレルギー対応の申請から開始までの流れについて</li> <li>・緊急時の対応について</li> <li>・食物アレルギー以外の疾患により除去等を要する児童生徒への対応について</li> <li>・(資料編)について</li> </ul>
第3回	平成26年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学校給食食物アレルギー対応の手引きについて</li> </ul>
第4回	平成26年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学校給食食物アレルギー対応の手引きについて</li> <li>・大和郡山市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱(案)について</li> </ul>

### 作業部会

回	期 日	主 な 協 議 内 容
第1回	平成25年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食食物アレルギーについて</li> <li>・学校給食食物アレルギー対応委員会作業部会について</li> <li>・学校給食食物アレルギーアドバイザーについて</li> <li>・学校給食食物アレルギー対応の今後の予定について</li> </ul>
第2回	平成25年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー対応の基本的な考え方について</li> <li>・食物アレルギー対応の内容について</li> </ul>
第3回	平成26年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学校給食食物アレルギー対応の手引きについて</li> </ul>
第4回	平成26年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学校給食食物アレルギー対応の手引きについて</li> <li>・大和郡山市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱(案)について</li> </ul>

### アドバイザー会議

回	期 日	主 な 協 議 内 容
第1回	平成26年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学校給食食物アレルギー対応の手引きについて</li> </ul>
第2回	平成26年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 学校給食食物アレルギー対応の手引きについて</li> </ul>

## 【参考文献】

- 学校給食における食物アレルギー対応指針 文部科学省
- 学校におけるアレルギー疾患対応指針 奈良県教育委員会
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (公財) 日本学校保健会
- 食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編 (公財) 日本学校保健会
- よくわかる食物アレルギーの基礎知識 2012年改訂版 独立行政法人環境再生保全機構
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き 千葉県教育委員会
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 東京都
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き 愛荘町教育委員会
- 足利市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 足利市教育委員会
- 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル 宇都宮市教育委員会学校健康課
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き 札幌市教育委員会
- つくば市食物アレルギー対応マニュアル つくば市教育委員会
- 丸亀市食物アレルギー対応マニュアル 丸亀市教育委員会
- 学校給食 全国学校給食協会
- 厚生労働科学研究班による「食物アレルギーの栄養指導の手引き 2011」 研究分担者 今井孝成
- エビペン®の使い方かんたんガイドブック ファイザー株式会社

## 【その他】

- 資料編「1 食物アレルギーとは」の中で、食物アレルギーの定義を「特定の食物を摂取や接触など、いずれかの経路から侵入することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応」としています。食物アレルギー診療ガイドライン 2012」で食物アレルギーの定義そのものが変更されたものを反映させましたが、今後、表記が変更になることもあります。
- 資料編「6 食物アレルギーの原因物質」のアレルギー物質の表示について、平成25年9月20日に「ごま・カシューナッツ」が新たに追加されました。
- 内容については、最新の情報を記載するので変更することがあります。

## 学校給食における食物アレルギー対応の手引き

平成26年7月発行

平成28年10月改訂

【編集】 大和郡山市学校給食食物アレルギー対応委員会

【発行】 大和郡山市教育委員会

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

電話 0743-53-1151